

## 南部町こども計画（概要版）（案）

### 1. 目的及び計画期間

- ・本町では、こどもの成長と子育てを支援する取組を総合的に推進し、その更なる充実を図ることで、本町における「こどもまんなか社会」を実現するため、「第3期南部町子ども・子育て支援事業計画」と「南部町こどもの貧困対策推進計画」を一体のものとして「南部町こども計画」を策定するものです。また、「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・若者計画」を包含することで、総合的に本町のこども施策を推進します。→P1
- ・計画期間中であっても、社会情勢やこどもを取り巻く環境の変化など、すべてのこどものニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。→P2
- ・令和7年度～令和11年度（5年間）→P2

### 2. アンケートの実施

- ・保護者アンケート結果（令和6年4月実施、回答138件）→P17～23
- ・こどもアンケート結果（令和6年9月実施、回答410件）→P24～39

### 3. 基本理念、基本目標について

- ・「南部町こども計画」は、「南部町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念等を継承し、地域の宝であるこどもたちが、自然豊かなこの南部町でのびのびと心豊かに育ち、ふるさとであるこの地を愛し、誇りを持てるようなまちづくりを目指すため、基本理念を「こどもまんなか南部町 心豊かにふるさと愛すなんぶっ子」とします。→P43

#### 《基本理念》

こどもまんなか南部町 心豊かにふるさと愛すなんぶっ子

1. 家庭の子育て すくすく子育て いきいき親育ち
2. こどもは地域の宝 地域で育む こどもの未来
3. こども・子育て みんなの笑顔あふれる 環境づくり

- ・基本理念の実現に向け、こども・子育て関連施策を8目標に分類します。→P43～44

#### 《基本目標》

1. 地域における子育て支援
2. 保護者並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
3. こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 仕事と家庭の両立
6. こどもの安全確保
7. 要保護児童等への対応
8. こどもの貧困解消

#### 4. 南部町こども計画の重点項目（令和7年度～令和11年度）

- ・令和5年4月のこども家庭庁の創立とこども基本法の施行により、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども・子育て支援施策の取り組みが推進されています。
- ・本計画は、町内すべてのこどもの良質な成育環境を保障し、こども・子育て家庭を地域全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の質的拡大・確保」、「地域のこども・子育て支援の充実」、「貧困の解消」を目指します。
- ・こどもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図ります。

##### 《事業計画の重点項目》 ※南部町こども計画に反映

1. こどもの意見聴取と政策への反映（アンケートを実施）→P24～39、P49、P53～57
2. 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援→P8、P69、P77
3. 保育の質の向上と利用枠の見直し（統合保育所の整備等）→P42、P57、P68
4. 地域の「こどもの居場所づくり」の支援→P42、P46、P56～58、P77
5. こどもの貧困解消に向けた支援→P75～81
6. 相談体制の充実：こども家庭センターの設置・運営→P40、P50、P61、P69、P74、P77

#### 5. 第3期南部町子ども・子育て支援事業計画

「保護者アンケート」や「児童人口の推計」をもとに、事業の利用実績や現在の供給状況、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定します。→P64～74

（新事業）妊婦等包括相談支援事業、こども誰でも通園制度、産後ケア事業、親子関係形成支援事業、子育て世帯訪問支援事業

#### 6. 南部町こどもの貧困対策推進計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」、「こども基本法」により、本町においても、こどもの貧困解消に向けて各施策に取り組んでいきます。→P75～81

##### 「こども」の表記について

こども基本法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」と表記していることを踏まえ、こども家庭庁では行政文書等において「こども」表記を推奨しているため、南部町こども計画においても、「こども」表記を使用することとします。なお、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合を除きます。

# 南部町こども計画

## 目 次

|      |                           |    |
|------|---------------------------|----|
| 第1章  | 計画策定にあたって                 | 1  |
| 1.   | 計画策定の趣旨                   |    |
| 2.   | 計画策定の位置づけ                 |    |
| 3.   | 計画の期間                     |    |
| 4.   | 計画の対象                     |    |
| 5.   | 計画の推進体制                   |    |
| 6.   | 計画の点検及び評価                 |    |
| 第2章  | 南部町の現状と課題                 | 3  |
| 1.   | 南部町の概況                    | 3  |
| 2.   | 第2期南部町子ども・子育て支援事業計画の評価と課題 | 6  |
| 3.   | アンケート結果の概要                | 17 |
| 4.   | 第2期南部町子ども・子育て支援事業計画の総括    | 40 |
| 第3章  | 計画の基本的な考え方                | 43 |
| 1.   | 基本理念                      |    |
| 2.   | 基本目標                      |    |
| 第4章  | 具体的な施策について                | 45 |
| 1.   | 地域における子育て支援               | 46 |
| 2.   | 保護者並びに乳幼児等の健康の確保及び増進      | 49 |
| 3.   | こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備  | 54 |
| 4.   | 子育てを支援する生活環境の整備           | 55 |
| 5.   | 仕事と家庭の両立                  | 57 |
| 6.   | こどもの安全確保                  | 59 |
| 7.   | 要保護児童等への対応                | 61 |
| 第5章  | 第3期南部町子ども・子育て支援事業計画       | 64 |
| 1.   | 子ども・子育て支援法に係る体系           |    |
| 2.   | 提供区域の設定                   |    |
| 3.   | 幼児期の教育・保育の提供体制の確保内容       |    |
| 4.   | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容  |    |
| 第6章  | 南部町こどもの貧困対策推進計画           | 75 |
| 1.   | 計画策定の趣旨                   |    |
| 2.   | 南部町の概況                    |    |
| 3.   | 具体的な施策について                |    |
| 参考資料 |                           |    |
| 1.   | 計画策定の経過                   |    |
| 2.   | 南部町子ども・子育て会議委員名簿          |    |
| 3.   | 南部町子ども・子育て会議条例            |    |

### 1. 計画策定の趣旨

わが国において、急速な少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭の増加など家族形態の多様化、若年層のひきこもり等により、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化している中で、子育ての不安感や負担感が増大しており、子育てしやすい社会や一人ひとりのこどもが健やかに成長できる社会の実現が求められています。

国においては、平成27年4月から「子ども・子育て関連3法」に基づいて「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、こどもの最善の利益が実現される社会の構築に向け、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大と確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などの取組が推進されています。

また、令和5年4月に「こども家庭庁」の創立と「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が示されるなど、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を真ん中に据える、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現をめざすこととされています。

本町においても、町の宝であり未来を担うこども一人ひとりの健やかな育ちと、安心してこどもを産み育てることができる環境の充実をめざし、平成27年3月から「南部町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠・出産・子育て期での切れ目のない支援に取り組み、多岐にわたるこども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

本計画は、国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こどもの成長と子育てを支援する取組を総合的に推進し、その更なる充実を図ることで、本町における「こどもまんなか社会」を実現することを目的として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の質的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実、貧困の解消をめざすものです。さらに、こどもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

### 2. 計画策定の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく本町のこども計画として位置づけるとともに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「第2期南部町子ども・子育て支援事業計画」の期間が令和6年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題を踏まえた見直しを行い、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期南部町子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「南部町こどもの貧困対策推進計画」を一体のものとして策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」及び子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」を包含することで、総合的に本町のこども施策を推進します。

#### 「こども」の表記について

こども基本法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」と表記していることを踏まえ、こども家庭庁では行政文書等において「こども」表記を推奨しているため、南部町こども計画においても、「こども」表記を使用することとします。なお、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合を除きます。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢やこどもを取り巻く環境の変化、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合など、見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の一部見直しを行います。

| 令和 5 年度<br>(2023 年度)          | 令和 6 年度<br>(2024 年度) | 令和 7 年度<br>(2025 年度)                                                              | 令和 8 年度<br>(2026 年度) | 令和 9 年度<br>(2027 年度) | 令和 10 年度<br>(2028 年度) | 令和 11 年度<br>(2029 年度) |
|-------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 計画策定                          |                      | (計画期間) 南部町こども計画<br>(第 3 期南部町子ども・子育て支援事業計画)<br>(南部町こどもの貧困対策推進計画) <b>ほか</b>         |                      |                      |                       |                       |
| 第 2 期南部町子ども・子育て<br>支援事業計画     |                      |                                                                                   |                      |                      |                       |                       |
|                               |                      |  |                      |                      |                       |                       |
| 南部町子ども・子育て会議において適宜、見直し及び評価を実施 |                      |                                                                                   |                      |                      |                       |                       |

### 4. 計画の対象

この計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青年期に至るまでのおおむね18歳未満のこどもとその家庭を対象とし、次代の親づくりという観点から、一部の施策については、今後親となる**若者(18歳～30歳未満)**も対象としています。

また、子育て支援を行政と連携、協力して行う、事業者、地域住民、団体などの地域社会を構成するすべての人を対象とします。

### 5. 計画の推進体制

計画の策定にあたっては、こども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援にかかわる事業に従事する者、子育て中の保護者などで構成する「南部町子ども・子育て会議」を設置し、本町におけるこども・子育て支援のあり方について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

また、こども計画策定にあたり、保護者アンケートに加えて、小学校高学年から高校生年代(18歳未満)のこども世代からアンケート調査を実施し、こどもの意見を反映できるよう努めました。

本計画の推進にあたっては、基本理念である「こどもまんなか**南部町** 心豊かにふるさと愛すなんぶっ子」をめざし、町内の関係機関と連携し、横断的な施策に取り組むとともに、こどもをはじめとする多くの町民や子育て当事者の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、計画期間中においても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化等によって、計画に定める量の見込みが大きく変動すると見込まれる場合には、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟に対応し、的確に反映させます。

### 6. 計画の点検及び評価

この計画の取組状況については、南部町子ども・子育て会議を中心に、継続的に点検、評価を行い、その内容についてインターネット等により公表します。

|       |    |   |   |   |   |   |
|-------|----|---|---|---|---|---|
| ②確保内容 | 人数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
|       | 施設 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| ③実績   | 人数 | 0 | 0 | 0 | 2 | - |
|       | 施設 | 1 | 1 | 2 | 2 | - |

【評価と課題】

町外の児童養護施設 2 か所で受入可能な体制としています。相談は少なく利用実績はない状態が続いていましたが、令和 5 年度に実績が 2 件ありました。保護者による養育が困難なときにこどもを一時的に預かる事業であるため、引き続き、受入れ可能な体制を確保する必要があります。

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業

育児等の援助を受けたい人と協力したい人が会員となって、一時的に有償でこどもを預かる援助活動に関する連絡、調整を行う事業を行っています。

| (延利用者数・か所数) |    | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|-------------|----|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み      | 人数 | 20   | 25   | 30   | 35   | 40   |
|             | 施設 | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
| ②確保内容       | 人数 | 20   | 25   | 30   | 35   | 40   |
|             | 施設 | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
| ③実績         | 人数 | 2    | 0    | 0    | 12   | -    |
|             | 施設 | 1    | 1    | 1    | 1    | -    |

【評価と課題】

令和元年度に南部町社会福祉協議会の委託から子育て支援課の直営に変更、令和 5 年度からは利用料を無料とし、利用場所についても、子育て支援拠点を利用可能とするなど利用しやすい環境を整えました。その結果、令和 5 年度からの利用実績が伸びています。

本事業は、保育園等のように常時利用するものではなく、他の子育て支援サービスの隙間を埋めるものではありませんが、アンケートでは一定のニーズが見込まれることから、援助会員の高齢化による退会者が増えてきている状況を踏まえ、新たな援助会員の確保に取り組む必要があります。

(参考)

活動実績の推移 (各年度の 3 月現在の会員数)

| 年度      | 合計 | 会員数(人) |      |      | 活動実績(件) |
|---------|----|--------|------|------|---------|
|         |    | 依頼会員   | 援助会員 | 両方会員 |         |
| 令和 2 年度 | 64 | 39     | 22   | 3    | 2       |
| 令和 3 年度 | 61 | 35     | 23   | 3    | 0       |
| 令和 4 年度 | 58 | 32     | 23   | 3    | 0       |
| 令和 5 年度 | 58 | 44     | 14   | 0    | 12      |
| 令和 6 年度 | -  | -      | -    | -    | -       |

(参考)

○小中学校の児童生徒数の推移（各年度 5 月 1 日現在）

児童生徒数は、令和 2 年度と令和 6 年度とを比較すると、全体では 89 人減少しました。

○学校別

| 学校名     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 西伯小学校   | 323 人   | 315 人   | 300 人   | 301 人   | 300 人   |
| 会見小学校   | 175 人   | 173 人   | 164 人   | 166 人   | 149 人   |
| 会見第二小学校 | 17 人    | 16 人    | 17 人    | 17 人    | 17 人    |
| 小学校計    | 515 人   | 504 人   | 481 人   | 484 人   | 466 人   |
| 法勝寺中学校  | 192 人   | 168 人   | 160 人   | 169 人   | 168 人   |
| 南部中学校   | 113 人   | 97 人    | 90 人    | 84 人    | 97 人    |
| 中学校計    | 305 人   | 265 人   | 250 人   | 253 人   | 265 人   |
| 合計      | 820 人   | 769 人   | 731 人   | 737 人   | 731 人   |

○学年別

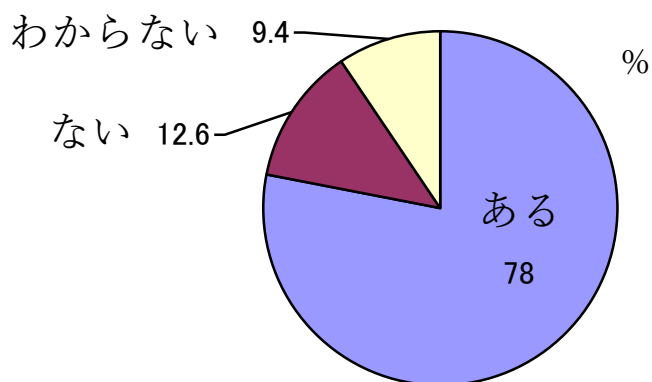
| 学年  |      | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校 | 1 年生 | 71 人    | 75 人    | 74 人    | 82 人    | 79 人    |
|     | 2 年生 | 87 人    | 71 人    | 75 人    | 74 人    | 83 人    |
|     | 3 年生 | 98 人    | 84 人    | 73 人    | 76 人    | 71 人    |
|     | 4 年生 | 79 人    | 98 人    | 83 人    | 74 人    | 75 人    |
|     | 5 年生 | 97 人    | 80 人    | 96 人    | 84 人    | 73 人    |
|     | 6 年生 | 83 人    | 96 人    | 80 人    | 94 人    | 85 人    |
|     | 計    | 515 人   | 504 人   | 481 人   | 484 人   | 466 人   |
| 中学校 | 1 年生 | 77 人    | 81 人    | 94 人    | 78 人    | 92 人    |
|     | 2 年生 | 108 人   | 76 人    | 82 人    | 94 人    | 79 人    |
|     | 3 年生 | 120 人   | 108 人   | 74 人    | 81 人    | 94 人    |
|     | 計    | 305 人   | 265 人   | 250 人   | 253 人   | 265 人   |
| 合計  |      | 820 人   | 769 人   | 731 人   | 737 人   | 731 人   |

※鳥取県ホームページ教育委員会統計・資料（学校便覧）より

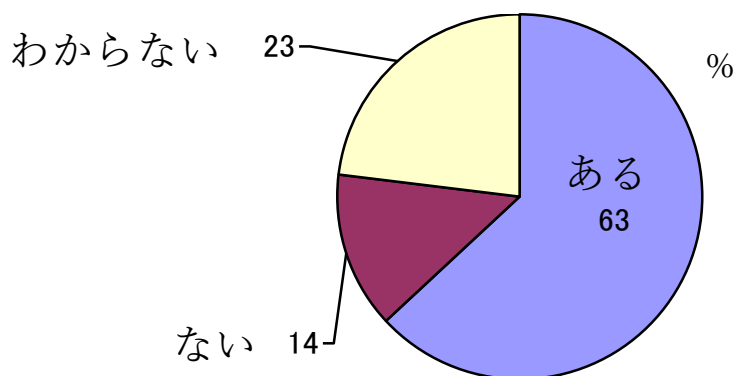
○希望する進路や将来の夢はありますか。

- ・小学生では「ある」が78.0%となっており、約8割を占めています。一方で、「ない」が12.6%、「わからない」が9.4%となっています。
- ・中学生では「ある」が63.0%となっており、約6割を占めています。一方で、「ない」が14.0%、「わからない」が23.0%となっています。
- ・高校生年代（18歳未満）では「ある」が81.1%となっており、約8割を占めています。一方で、「ない」が13.2%、「わからない」が5.7%となっています。

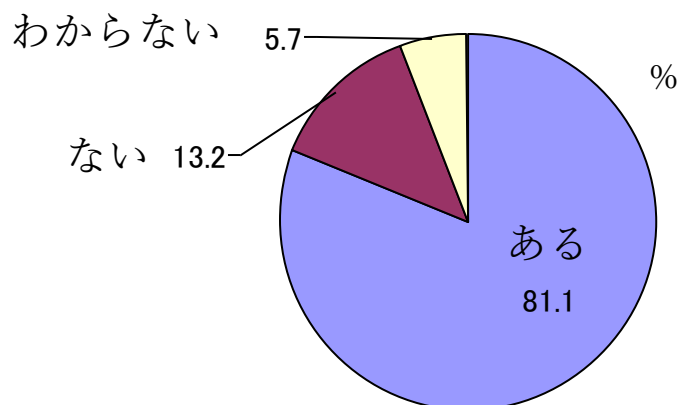
○小学生（n=127）



○中学生（n=230）



○高校生年代（n=53）



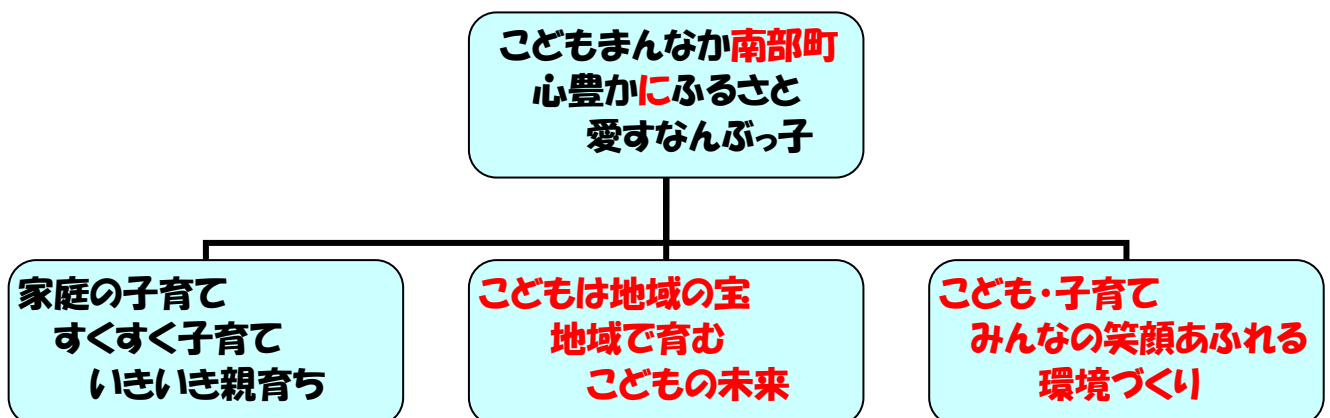
## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

地域の宝であるこどもたちが主体となり、自然豊かなこの南部町でのびのびと心豊かに育ち、ふるさとであるこの地を愛し、誇りを持てるようなまちづくりをめざし、「こどもまんなか南部町 心豊かにふるさと愛すなんぶっ子」を基本理念に掲げ、本町のこども・子育て支援を推進することとします。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に掲げる、こども・子育て支援に関する意義やこどもの育ちに関する理念を踏まえ、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本に、こどもの視点にたち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするため、また、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを保障するために、地域社会全体でこどもや子育て家庭を支える取組を推進していくものとします。

さらに、不安や悩みを抱えていたり、ひきこもりなど様々な困難を抱えていたりする、こどもやその家庭に対する支援も必要となっている中、これらの状況に柔軟に対応するために、周囲のおとなたちにサポートされながら問題を解消したり乗り越えたり、こども自身の意見を持つための様々な支援を受けながら、こどもの意見を表明し個人の能力をいかして活躍でき、のびのびとチャレンジできるよう支援に努めます。



### 2. 基本目標

基本理念の実現のため、以下の基本目標に基づいて計画の推進を図ります。

#### 1. 地域における子育て支援

子育て中の保護者が安心して子育てができ、こどもたちが地域での一員としていきいきと育つ環境を構築するため、地域の中で包括的に子育て家庭を支援する体制づくりに努めます。

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (4) こどもの育ちを地域で支える環境づくり

## 1. 地域における子育て支援

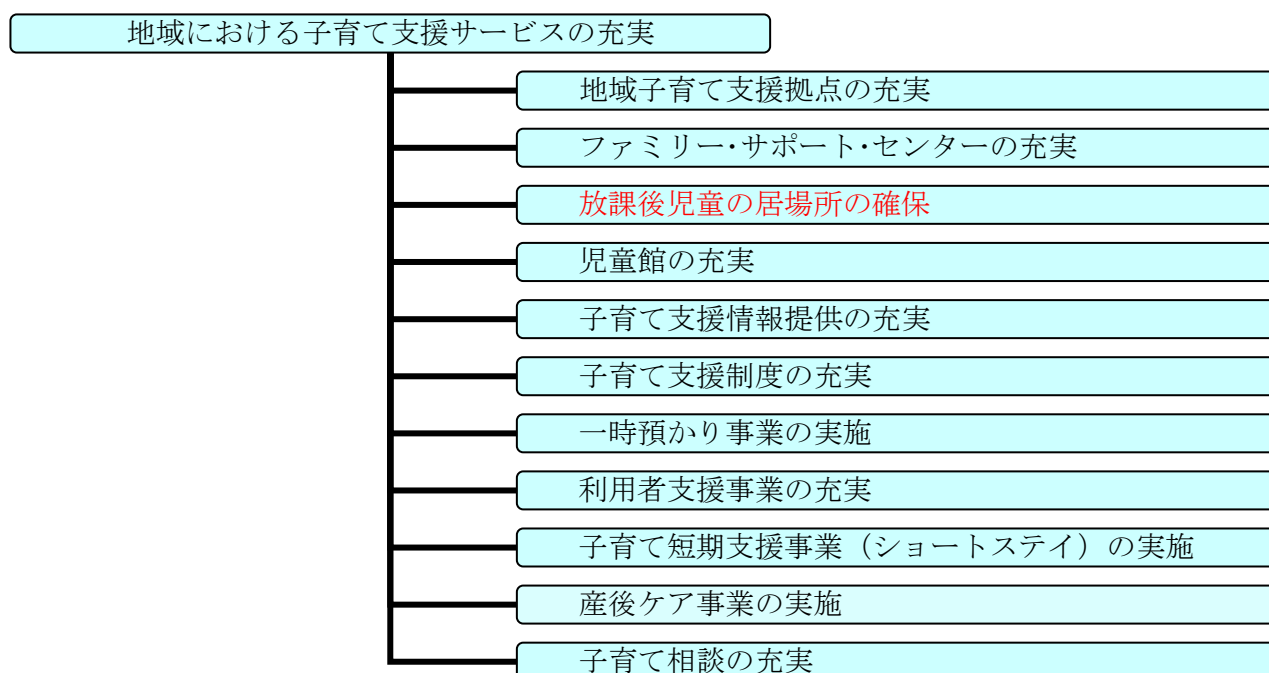
子育て中の保護者が安心して子育てができ、こどもたちが地域の一員としていきいきと育つ環境を構築するため、地域の中で包括的に子育て家庭を支援する体制づくりに努めます。

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての家庭における子育てを支援するため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、きめ細やかなサービスの提供に努めます。また、子育て環境や支援に関する満足度の向上に努めます。

| 目標 | 項目              | 令和6年度 | 令和11年度 |
|----|-----------------|-------|--------|
| 指標 | 子育て環境や支援に関する満足度 | 70%   | 80%    |

※基準値となる令和6年度の数値は、令和6年4月に実施した、子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの「子育て環境や支援に関する満足度」の項目で、満足度が「やや高い」と「高い」と答えた人の合計の割合



#### 主な施策と概要

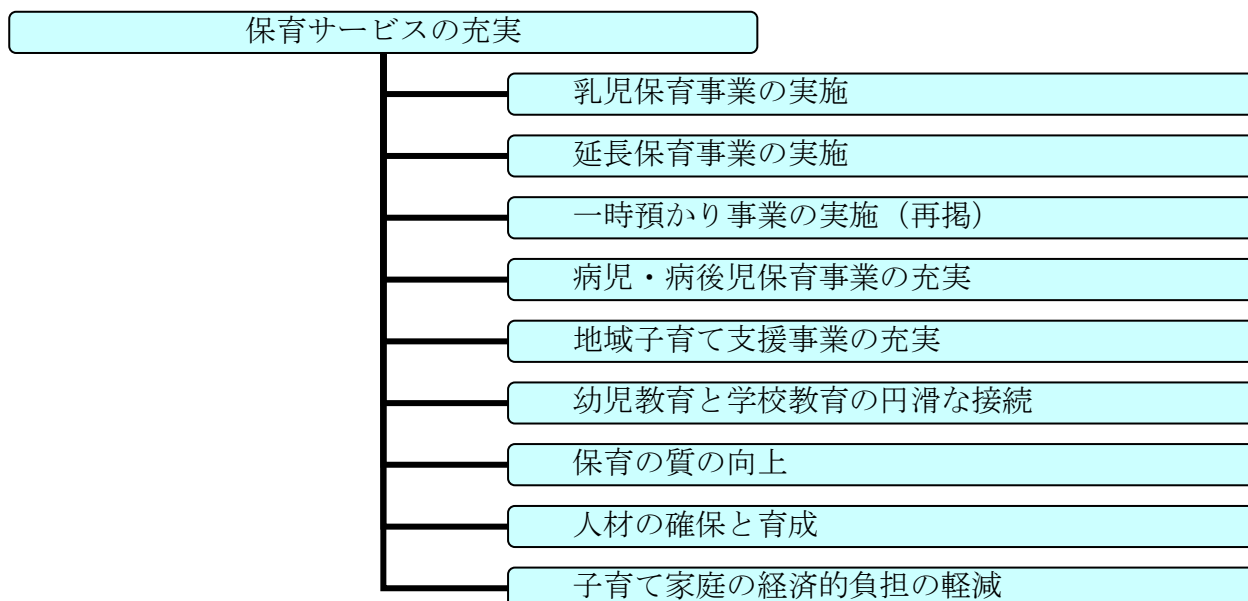
| 施策                 | 概要                                                                                                                   |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域子育て支援拠点の充実       | 地域における子育て支援の拠点として、子育て交流室あいいいの充実と関係機関との連携を図ります。                                                                       |
| ファミリー・サポート・センターの充実 | ファミリー・サポート・センターの円滑な運営を図り、ニーズに対応するための質の向上や認知度の向上、援助会員の確保に努めます。                                                        |
| 放課後児童の居場所の確保       | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象とした児童の健全育成事業として、放課後児童クラブ「ひまわり学級」と「あいま児童クラブ」の充実に努めます。                                         |
| 児童館の充実             | 児童館の円滑な運営を行い、児童の適切な遊びと生活の環境を整え、その健康を増進し、情操を豊かにすることに努めます。町内全児童館の施設整備と運営の充実に努めます。                                      |
| 子育て支援情報提供の充実       | 子育て家庭が必要な情報を得られるよう、広報誌やホームページ等のほか、南部町 LINE 公式アカウント「テノヒラ役場」や子育て支援サイト「ほっぷすてつぶなんぶ」、子育てアプリ「はぐなびN@NBU」を活用した効率的な情報提供に努めます。 |

| 施策                 | 概要                                                                                                                                        |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子育て支援制度の充実         | 子育て応援スタンプラリー事業、誕生祝い事業、乳児紙おむつ支援事業、在宅育児世帯支援給付金、子育て絵本の進呈事業、保育料負担軽減、主食の提供、副食費（おかず、おやつ代）免除、病児・病後児保育利用料負担軽減、高校等通学定期券購入補助等、子育て家庭を支援する制度の充実に努めます。 |
| 一時預かり事業の実施         | 保護者の病気やけが、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で家庭で保育ができない場合に、児童を一時的に預かる一時預かり事業を行います。                                                                           |
| 利用者支援事業の充実         | こどもや保護者が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。また、妊娠から出産、産後の母子に対する心身のケアやサポート等の充実に努めます。                           |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 保護者の病気等で児童の養育ができない場合に、児童養護施設等において短期間児童を預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）を行います。 <b>また、親子で緊急一時的な保護等が必要な場合も実施します。</b>                                    |
| 産後ケア事業             | 施設において母子（母親と1歳未満の乳児）のケア、育児相談、授乳指導等を提供する産後ケア事業を行います。保護者の負担軽減を行うため、 <b>利用料の完全無償化に努めます。</b>                                                  |
| 子育て相談の充実           | 保健師と助産師、管理栄養士による乳幼児相談・子育てサロンや離乳食講習会のほか、乳児健診や役場窓口等において、気軽に相談できる体制を充実させます。                                                                  |

## （２）保育サービスの充実

核家族や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の変化等、多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図りながら、**年度途中でも保育施設の待機児童０人をめざします。**

| 目標 | 項目              | 令和６年度               | 令和１１年度 |
|----|-----------------|---------------------|--------|
| 指標 | 年度途中の保育施設の待機児童数 | ０人<br>(令和６年１０月１日時点) | ０人     |

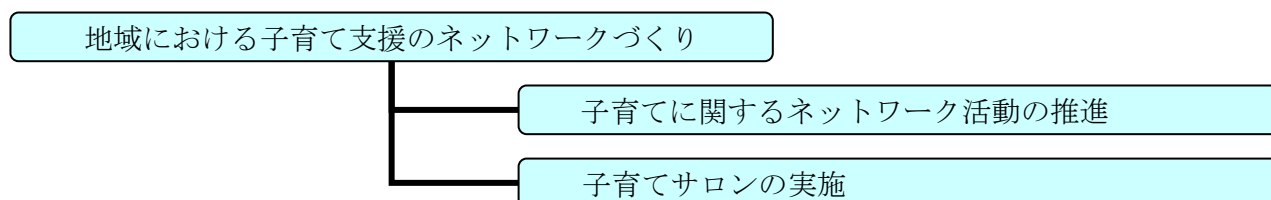


## 主な施策と概要

| 施策              | 概要                                                                                                                      |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳児保育事業の実施       | 0歳児（生後6か月以降）の保育を実施することによって、保護者の就労の支援と児童の健全育成を図ります。町内すべての保育園と認定こども園において実施できる体制の維持に努めます。                                  |
| 延長保育事業の実施       | 保護者の就労時間に柔軟に対応できるよう、保育時間の延長を行います。継続的にサービスを提供できる体制維持に努めます。                                                               |
| 一時預かり事業の実施（再掲）  | 保護者の病気やけが、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で家庭で保育ができない場合に児童を一時的に預かる一時預かり事業を行います。                                                          |
| 病児・病後児保育事業の充実   | 集団保育が困難な病中及び病気回復期にある児童を一時的に預かることによって、保護者の就労支援を行うため、町独自の利用料助成を実施します。                                                     |
| 地域子育て支援事業の充実    | 認定こども園を拠点とし、就園前の児童と保護者を対象とした地域子育て支援事業を行います。                                                                             |
| 幼児教育と学校教育の円滑な接続 | 保育園、認定こども園、小学校、中学校の連携により、連続性のある保育・幼児教育と学校教育の実践に努めます。                                                                    |
| 保育の質の向上         | 質の高いサービス提供に向けて、研修体制を充実させます。保育園等や保育士の自己評価の実施に取り組みます。                                                                     |
| 人材の確保と育成        | 保育の質の向上と多様な保育サービスに対応できる保育士等を育成するため、保育士等保育従事者の確保に努めるとともに、専門的知識や技術を習得できるよう、研修体制の充実を図ります。また、子育て支援事業等に従事する「子育て支援員」の確保に努めます。 |
| 子育て家庭の経済的負担の軽減  | 保育園等における保育料負担について、国の定める徴収基準額より減額し、国と町で3歳児以上の副食費免除も行っていますので、今後も継続して軽減を維持できるよう努めます。 <b>また、主食の提供について、負担軽減の検討を行います。</b>     |

### （3）地域における子育て支援のネットワークづくり

地域の子育て支援サービス全体の質の向上を図るため、関係機関、団体等のネットワークを形成し、こどもたちを地域社会の一員としていきいきと育み、安心して子育てができる環境づくりを行います。



## 主な施策と概要

| 施策                 | 概要                                                                                               |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子育てに関するネットワーク活動の推進 | 子育て世代を各分野から支援するため、子育てに関する関係機関、団体等との連携を深めるネットワークを形成し、相互の活動の推進を図ります。また、地域で子育て家庭を支援する人材の発掘と育成に努めます。 |
| 子育てサロンの実施          | 地域のこどもや保護者等の交流促進のため、仲間づくりやふれあいの場を提供します。                                                          |

### (3) 思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応

学童期、思春期において、性や喫煙等についての健全な意識を養うとともに、不安や悩みの解決を図り、性的な発達や不登校・いじめへの対応を行うため、専門家の確保や相談体制の充実等に努めます。

| 目標<br>指標 | 項目                                 | 令和 5 年度 |      |      | 令和 1 1 年度     |
|----------|------------------------------------|---------|------|------|---------------|
|          | 不登校出現率<br>不登校者数／在籍者数<br>(100 人あたり) |         | 国    | 南部町  | 国の出現率を<br>下回る |
|          |                                    | 小学校     | 2.14 | 3.10 |               |
|          |                                    | 中学校     | 6.71 | 7.51 |               |

#### 思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応

性教育の充実

喫煙・飲酒・薬物等に関する指導の充実

学校における教育相談体制の充実

不登校やいじめなどへの対応

ネット・スマホ・ゲーム等との関わり方についての指導の充実

#### 主な施策と概要

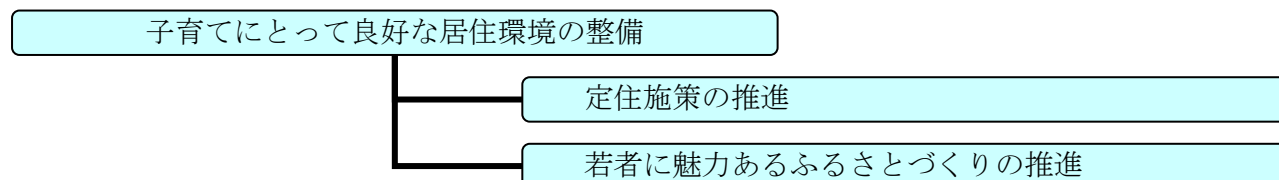
| 施策                           | 概要                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 性教育の充実                       | 児童生徒の発達段階に応じた性に関する学習や、性感染症に対する正しい知識の普及のための学習機会の充実を図ります。                                                                                                                                                          |
| 喫煙・飲酒・薬物等に関する指導の充実           | 児童生徒の発達段階に応じた、喫煙や飲酒、薬物等の危険性に関する学習機会の充実を図ります。                                                                                                                                                                     |
| 学校における教育相談体制の充実              | 児童生徒がいつでも安心して相談できる体制を整えるとともに、スクールカウンセラーを効果的に活用しながら、教育相談体制の充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者、環境への働きかけ、関係機関との連携により課題解決に向けた支援を行います。                                                                               |
| 不登校やいじめなどへの対応                | 教育支援センターさくらんぼで、学習相談員が児童生徒一人ひとりに応じた学習支援や生活指導、教育相談を行い、学校復帰への意欲付けと、集団への適応が図れるように支援していきます。また、関係者によるケース会議を開催し、実態把握・役割遂行・評価を積み重ね、不登校の未然防止・対応の充実に努めます。さらに、日々の児童生徒の観察、アンケートやカウンセリングの実施などにより、不登校やいじめなどの未然防止、早期発見・対応に努めます。 |
| ネット・スマホ・ゲーム等との関わり方についての指導の充実 | 情報社会における的確な判断力を養うため、学校等において、インターネット（SNS）や携帯電話（スマートフォン）、ゲーム等の安全な使い方の指導の充実を図ります。                                                                                                                                   |

#### 4. 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世代の社会的不安を解消し、安心して生活し、子育てができるよう、良好な居住環境の整備、こどもや親子が安心・安全に過ごせる居場所の確保等、子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための環境整備を行います。

##### (1) 子育てにとって良好な居住環境の整備

子育てを担う若い世代を中心に、良好な居住環境を整備できるよう、定住施策を充実させるとともに、若い世代に魅力のあるふるさとづくりの推進に努めます。



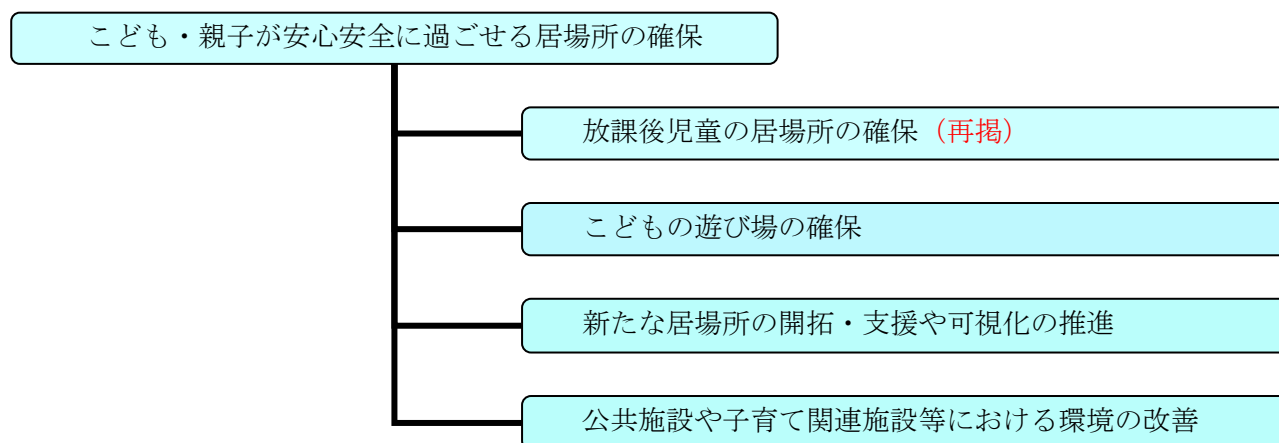
主な施策と概要

| 施策                | 概要                                             |
|-------------------|------------------------------------------------|
| 定住施策の推進           | 若者や子育て世代の定住を推進するため、定住施策を充実させます。                |
| 若者に魅力あるふるさとづくりの推進 | 若者のニーズを把握し、将来も定住したいと感じられるような魅力あるふるさとづくりを推進します。 |

##### (2) こども・親子が安心安全に過ごせる居場所の確保

身近な場所において、こどもや親子が安心安全に過ごせる居場所の確保に努めます。また、放課後児童クラブの待機児童0人をめざします。

| 目標<br>指標 | 項目             | 令和6年度              | 令和11年度 |
|----------|----------------|--------------------|--------|
|          | 放課後児童クラブの待機児童数 | 2人<br>(令和6年5月1日時点) | 0人     |



## 主な施策と概要

| 施策                     | 概要                                                                                                                                                                |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 放課後児童の居場所の確保（再掲）       | 放課後児童クラブの待機児童を発生させないように、提供可能量の確保に努めます。                                                                                                                            |
| こどもの遊び場の確保             | 南部町子どもの広場整備構想により、低年齢児とその親を対象とした子どもの広場「グリコこそだてパークなんぶ（令和2年オープン）・いこい荘 子どもの広場（令和6年リニューアルオープン）」を整備しました。子どもの広場の管理やイベント運営を行い、幼児が安心して遊び、子育て世代がくつろぎ、交流できるようなこどもの遊び場をめざします。 |
| 新たな居場所の開拓・支援や可視化の推進    | こどもや保護者の声を聴きながら、地域住民の理解を得た上で、既存施設等を活用し、こどもや親子の居場所づくりを進めながら、新たな居場所づくりを開拓・支援するよう努めます。<br>また、こどもの居場所マップやポータルサイトなどで可視化を進めていきます。                                       |
| 公共施設や子育て関連施設等における環境の改善 | 公共施設等の新築、改修、改築等にあたり、こども・子育て支援機能を強化するため、こどもが遊べる広場や子育て親子の交流の場の整備に努めます。また、児童館、保育園等の子育て関連施設等における空調整備や部屋や玄関、バリアフリー化による改修、遊具、防犯対策設備の設置、園庭の整備（芝生化）、トイレの洋式化などの環境改善に努めます。  |

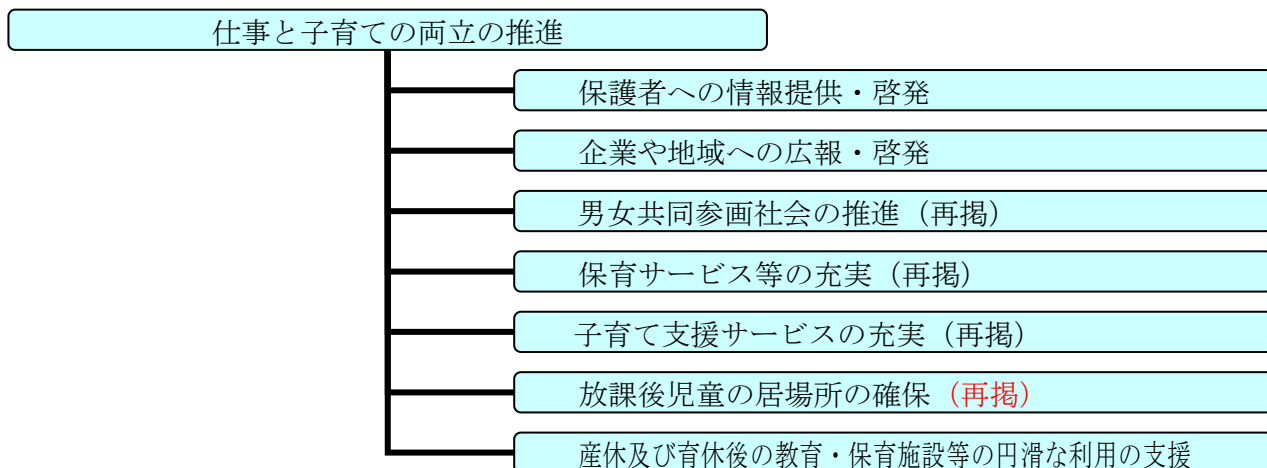
## 5. 仕事と家庭の両立

働く誰もが、生活と仕事の調和を保てるよう、企業や事業者への意識啓発、地域における子育て支援、保育サービスの充実により、多様な働き方の実現と働き方の見直しを推進し、仕事と家庭の両立を支援します。

### （1） 仕事と子育ての両立の推進

働く人の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、事業主の理解と協力のもとに、両立支援のための法律、国の制度、県の取組を踏まえ、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、町内の企業等に対し子育て応援企業の認定を推進します。

| 目標 | 項目        | 令和6年度 | 令和11年度 |
|----|-----------|-------|--------|
| 指標 | 子育て応援企業認定 | 通算12社 | 通算14社  |

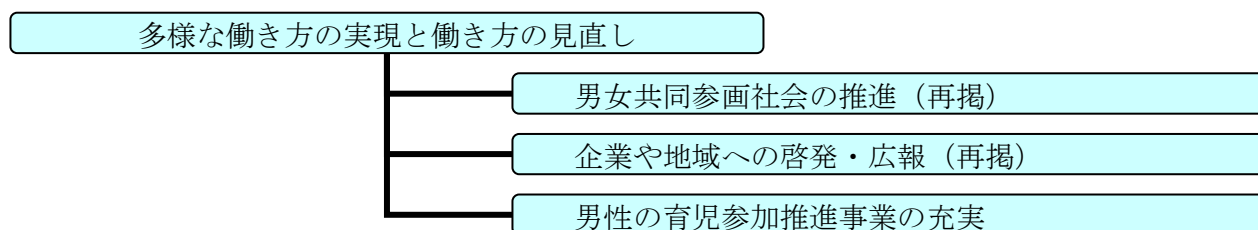


## 主な施策と概要

| 施策                        | 概要                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保護者への情報提供・啓発              | 機会をとらえて、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた啓発や情報提供に努めるほか、男女両方の働き方の見直しや男性の育児参加の促進に向けた啓発を行います。                                                                                                                          |
| 企業や地域への情報提供・啓発            | 広報等を通じた制度等の普及をはじめ、男女ともに育児休暇・介護休暇等を取得しやすい職場環境づくりと、働きやすい労働条件の向上について、企業や地域への啓発に努めます。また、経営者や管理職が職場でともに働く部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を応援する「イクボス宣言」を行い、町民の子育てを応援する取り組みや地域貢献活動を行う企業や団体に対し、「南部町子育て応援企業」の認定を行います。 |
| 男女共同参画社会の推進（再掲）           | 男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を進め、男女共同参画意識の普及に努めます。                                                                                                                               |
| 保育サービス等の充実（再掲）            | 多様化する保育ニーズに対応した保育施設の機能の充実を図るとともに、一時預かり、病児・病後児保育、延長保育等の充実に努めます。                                                                                                                                        |
| 子育て支援サービスの充実（再掲）          | ファミリー・サポート・センターについて、会員拡大や利用促進を図り、利用者支援事業等の子育て支援サービスを充実させます。また、原則、ファミリー・サポート・センターは援助会員宅での利用ですが、6ヶ月～1歳児未満は子育て交流室あいあいでの利用に加え、1歳児からは児童館でも利用できるよう利用場所の拡大に努めます。                                             |
| 放課後児童の居場所の確保（再掲）          | 学童期の児童の安心安全な居場所を確保するため、児童館や放課後児童健全育成事業等の受入体制を整備します。                                                                                                                                                   |
| 産休及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の支援 | 保護者が産休、育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、利用者支援事業による情報提供や相談支援等を行います。                                                                                                                                     |

## （２） 多様な働き方の実現と働き方の見直し

各家庭や地域における男女共同参画社会への理解を深めるとともに、子育てしやすい職場環境への企業や事業主、職場の一人ひとりの理解を促進するため、以下の取組を行います。

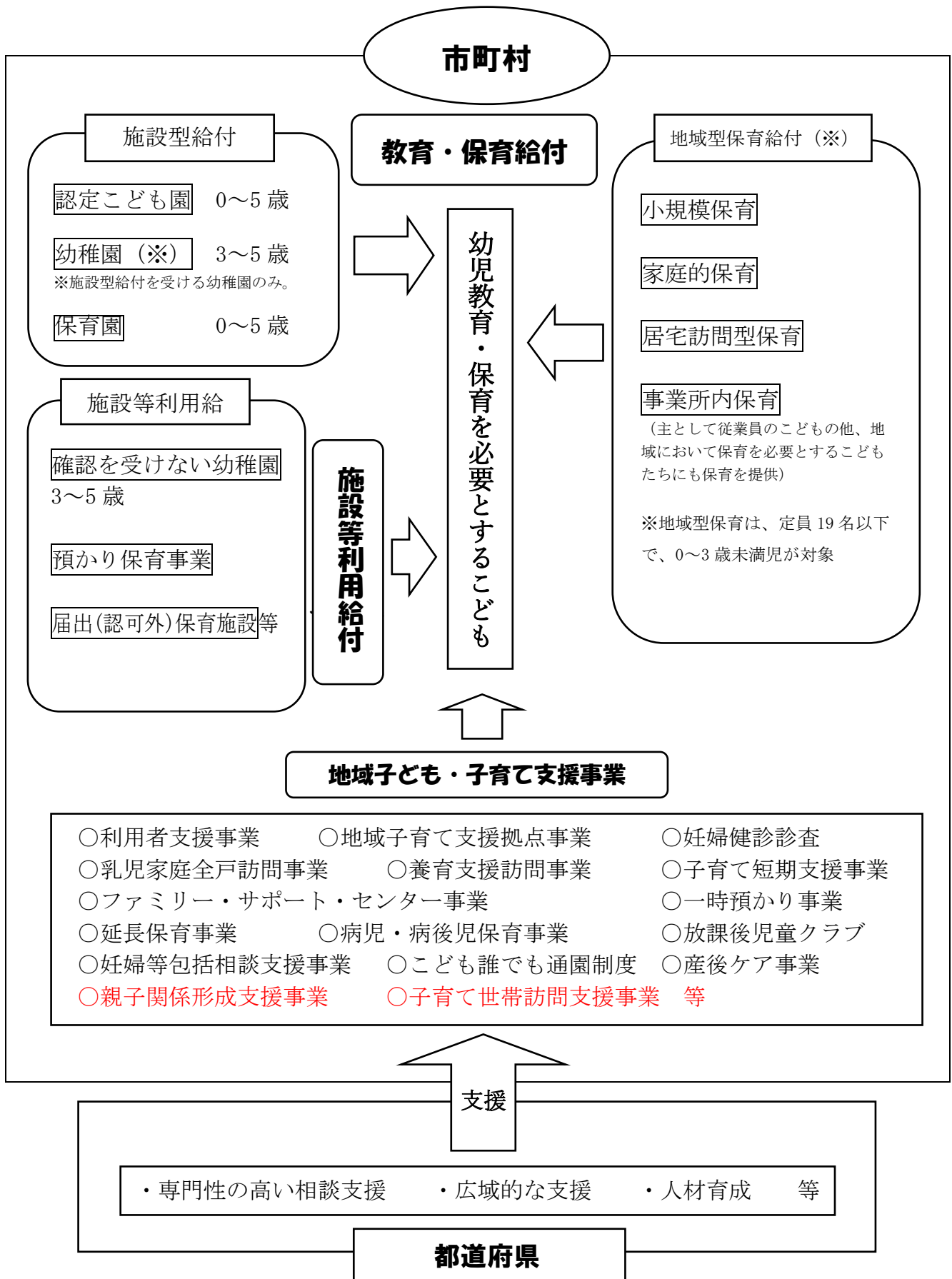


## 主な施策と概要

| 施策              | 概要                                                       |
|-----------------|----------------------------------------------------------|
| 男女共同参画社会の推進（再掲） | 男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を行います。 |

## 1. 子ども・子育て支援法に係る体系

(1) 子ども・子育て支援法に係る体系図



## (2) 子ども・子育て支援法に規定する事業

|           | 認定区分 | 認定要件                                                         | 受入施設                     |
|-----------|------|--------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 幼児教育・保育給付 | 1号   | 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの                            | 幼稚園<br>認定こども園            |
|           | 2号   | 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの | 保育所<br>認定こども園            |
|           | 3号   | 満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの | 保育所<br>認定こども園<br>地域型保育事業 |

|               | 事業名                             | 事業内容                                                                                                 |
|---------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域子ども・子育て支援事業 | ①利用者支援事業                        | こども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報等の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業                                    |
|               | ②地域子育て支援拠点事業                    | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業                                             |
|               | ③妊婦健康診査                         | 妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業                                      |
|               | ④乳児家庭全戸訪問事業                     | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業                                                   |
|               | ⑤・養育支援訪問事業                      | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業                                                          |
|               | ・子どもを守る地域ネットワーク強化事業             | 要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業                                      |
|               | ⑥子育て短期支援事業                      | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業・夜間養護等事業）            |
|               | ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業           |
|               | ⑧一時預かり事業                        | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業                                  |
|               | ⑨延長保育事業                         | 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業                                    |
|               | ⑩病児・病後児保育事業                     | 病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を提供する事業                                              |
|               | ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）          | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業                       |
|               | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業               | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業       |
|               | ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業     | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業                          |
|               | ⑭妊婦等包括相談支援事業                    | 妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業               |
|               | ⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）          | 保護者の就労要件などを問わず、こどもを保育所などの施設に通わせることができる制度                                                             |
|               | ⑯産後ケア事業                         | 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を行う事業                                                   |
|               | ⑰親子関係形成支援事業                     | 子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子間における適切な関係構築を図る事業                                            |
|               | ⑱子育て世帯訪問支援事業                    | 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業 |

## 2. 提供区域の設定

### (1) 区域設定の考え方

本町における幼児教育・保育の提供区域の設定にあたっては、下記の項目を勘案し、南部町全域で幼児教育・保育の量の見込みを定めます。

- 保護者の仕事に合わせた幼児教育・保育の特性を踏まえた選択ができること
- 量の調整に柔軟に対応できること
- 利用者の細かなニーズに柔軟に対応できること

### (2) 提供区域

#### ① 幼児教育・保育提供区域…南部町全域

本町の公立保育園等の利用対象者は、町全域のこどもとしています。今後も南部町全域を提供区域とすることが適当と考えます。

#### ② 地域子ども・子育て支援事業…町全域

現在実施している子育て支援事業は町全域を対象に実施しています。今後も、南部町全域を提供区域とすることが適当と考えます。

|               | 子ども・子育て支援法に規定する事業                 | 区域    |
|---------------|-----------------------------------|-------|
| 幼児教育・保育       | 1号認定（3～5歳 幼児期の学校教育のみ）             | 南部町全域 |
|               | 2号認定（3～5歳 保育の必要性あり）               | 南部町全域 |
|               | 3号認定（0歳、1～2歳の年齢区分ごと保育の必要性あり）      | 南部町全域 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | ① 利用者支援事業                         | 南部町全域 |
|               | ② 地域子育て支援拠点事業                     | 南部町全域 |
|               | ③ 妊婦健康診査                          | 南部町全域 |
|               | ④ 乳児家庭全戸訪問事業                      | 南部町全域 |
|               | ⑤ 養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 | 南部町全域 |
|               | ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）            | 南部町全域 |
|               | ⑦ ファミリー・サポート・センター事業               | 南部町全域 |
|               | ⑧ 一時預かり事業                         | 南部町全域 |
|               | ⑨ 延長保育事業                          | 南部町全域 |
|               | ⑩ 病児・病後児保育事業                      | 南部町全域 |
|               | ⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）           | 南部町全域 |
|               | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業                | 南部町全域 |
|               | ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業      | 南部町全域 |
|               | ⑭ 妊婦等包括相談支援事業                     | 南部町全域 |
|               | ⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）           | 南部町全域 |
|               | ⑯ 産後ケア事業                          | 南部町全域 |
|               | ⑰ 親子関係形成支援事業                      | 南部町全域 |
|               | ⑱ 子育て世帯訪問支援事業                     | 南部町全域 |

## (2) 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。

本町では、平成 27 年度から、既存の保育園から保育所型認定こども園へ 1 施設を移行しています。

今後も引き続き、これまで培ってきた知識・技能を活かし、提供内容の質の維持・向上を図るため、幼児期におけるこども一人ひとりの育ちを支援する保育を実施するほか、幼児期の環境が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを認識し、児童福祉と学校教育の両面から、こども一人ひとりへのきめ細かな発達を支援します。

また、認定こども園は、地域における子育て支援の役割を担い、すべての子育て家庭を対象とした親子の集いの場の提供等を行うことから、子育て支援の地域における拠点施設として、利用者の利便の向上に努めます。

認定こども園及び保育園は、それぞれの園の特徴を活かした園づくり、園運営を行うとともに、こどもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育士による合同研修、教員や保育士の交流・研修等を推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めています。

また、定期的な会議や研修等を通じて情報共有を図るなど、協力体制を構築し、密接な連携に努めます。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、現在の該当事業の利用状況と、ニーズ調査で把握した今後の利用希望を踏まえ、**国の示す算出方法を基準に**設定し確保するものとします。

### (1) 利用者支援事業

| (か所数)   |    | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------|----|---------|---------|---------|----------|----------|
| ① 量の見込み | 施設 | 2 か所    | 2 か所    | 2 か所    | 2 か所     | 2 か所     |
| ② 確保内容  | 施設 | 2 か所    | 2 か所    | 2 か所    | 2 か所     | 2 か所     |

### 【確保の内容の考え方】

- **新たに設置する**「こども家庭センター」の統括支援員が中心となって専門的な相談支援等を行う「こども家庭センター型」と、子育て支援員（保育士）やこども家庭ソーシャルワーカーを中心に、保健師や助産師が寄り添いながら支援する「基本型」の 2 つの事業を一体的に実施するため、場所は 1 か所ですが、計画としては事業ごとに表記するため 2 か所となっています。
- 「こども家庭センター型」では、従来の妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援をしてきた「子育て包括支援センターネウボラ」と、従来の虐待への予防的な対応をしてきた「子ども家庭総合支援拠点」の両面から一体的な支援を提供します。
- 当事者にとって、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実現するため、適切な情報提供のための 2 類型の連携を行いながら、地域の子育て支援事業等の情報提供と、必要に応じた相談・助言等が適切に行えるよう、子育て支援拠点等関係機関との連携を図ります。

## 《2 歳児》

| (区分)    |      | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------|------|---------|---------|---------|----------|----------|
| ① 量の見込み | 延べ人数 | —       | 1 人日    | 1 人日    | 1 人日     | 1 人日     |
| ② 確保内容  | 延べ人数 | —       | 1 人日    | 1 人日    | 1 人日     | 1 人日     |

### 【確保の内容の考え方】

○南部町に住所を有するこどものうち、保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない生後 6 か月～3 歳未満のこどもを対象に、保護者の就労など保育の必要性にかかわらず、月一定時間（10 時間）までの利用可能枠の中で、保育園等に通園できる事業を実施します。

## (16) 産後ケア事業

※新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付け

| (区分)    |      | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------|------|---------|---------|---------|----------|----------|
| ① 量の見込み | 延べ人数 | 390 人日  | 390 人日  | 390 人日  | 380 人日   | 380 人日   |
| ② 確保内容  | 延べ人数 | 390 人日  | 390 人日  | 390 人日  | 380 人日   | 380 人日   |

### 【確保の内容の考え方】

○出産後の母子に対して、実施施設を確保し、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。また、こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿として活用していきます。

## (17) 親子関係形成支援事業

※新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付け

| (区分)    |     | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------|-----|---------|---------|---------|----------|----------|
| ① 量の見込み | 実人数 | 2 人     | 2 人     | 2 人     | 2 人      | 2 人      |
| ② 確保内容  | 実人数 | 2 人     | 2 人     | 2 人     | 2 人      | 2 人      |

### 【確保の内容の考え方】

○こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、グループワークを通じて親子間の適切な関係性を構築し、こどもの発達の状況に応じた情報提供・相談・助言等の支援を行います。（県西部の広域実施）

## (18) 子育て世帯訪問支援事業

※新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付け

| (区分)    |      | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------|------|---------|---------|---------|----------|----------|
| ① 量の見込み | 延べ人数 | 20 人日   | 20 人日   | 20 人日   | 20 人日    | 20 人日    |
| ② 確保内容  | 延べ人数 | 20 人日   | 20 人日   | 20 人日   | 20 人日    | 20 人日    |

### 【確保の内容の考え方】

○児童の養育支援を必要とする家庭に対し、訪問支援員による家庭訪問を行い、家事・子育て等（保育園等の送迎を含む）の支援を実施することにより、家庭環境及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。